

函館市消防本部からの注意喚起

不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の放出事故により愛知県および東京都にて死傷者が発生しています。

区画内で保守等の作業をする場合は、**点検要領について熟知した者が行い、建物関係者と作業員の双方が、作業内容や不活性ガス消火設備に関する情報等を共有すること、また、作業開始前に消火設備メーカー等に留意すべき安全対策の内容を確認することで、**類似事故の防止に繋がります。

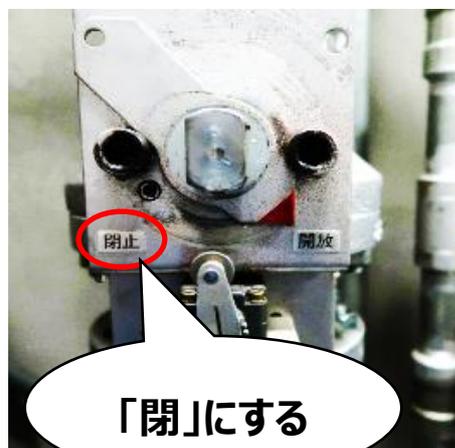
保守等作業前の注意点

不活性ガス消火設備の防護区画内で作業する場合は、**建物の関係者と作業員の双方で必ず閉止弁の閉鎖を確認してください。作業の安全を確保するため、連絡協調を徹底してください。**

(1) 起動の切替えスイッチを「**手動**」にする



(2) ボンベ庫内の閉止弁を「**閉**」にする



作業終了後は**閉止弁等を「開」の状態**にするとともに、不活性ガスの**起動方法について**も通常時に復旧させ、**建物関係者および作業員の双方で確認**してください。

火災ではないのに消火剤放出の「退避警報」が流れた場合

(3) 手動起動装置の中にある「非常停止ボタン」を押す。



消火ガスが放出された時の注意点

(4) 消火ガスが放出されると、防護区画へ消火ガスが充満するため、「直ちに退避し、防護区画への立ち入りを禁止」してください。



(5) 消火ガスが防護区画から隣接する部分へ漏洩する可能性があるため、その部分にも近づかない！

すぐに「119番通報」をお願いします！！

お問い合わせ

函館市消防本部指導課

函館市東雲町5番9号

TEL 0138-22-2151